

世界遺産の推薦・登録に関連する規定（仮訳）

1. 世界遺産条約（抜粋）

第4条 締約国は、第1条及び第2条に規定する文化遺産及び自然遺産で自国の領域内に存在するものを認定し、保護し、保存し、整備し及び将来の世代へ伝えることを確保することが第一義的には自国に課せられた義務であることを認識する。このため、締約国は、自国の有するすべての能力を用いて並びに適当な場合には取得し得る国際的な援助及び協力、特に、財政上、芸術上、学術上及び技術上の援助及び協力を得て、最善の尽くすものとする。

第11条（省略）

2 世界遺産委員会は、・・・（中略）・・・第1条及び第2条に規定する文化遺産及び自然遺産の一部を構成する物件であって、同委員会が自己の定めた基準に照らして顕著な普遍的価値を有すると認めるものの一覧表を「世界遺産一覧表」の表題の下に作成し、常時最新のものとし及び公表する。（以下省略）。

2. 世界遺産条約履行のための作業指針（オペレーショナルガイドライン）（仮訳）

II. 世界遺産条約一覧表

II.A 世界遺産の定義

文化遺産及び自然遺産

45. 文化遺産及び自然遺産とは世界遺産条約第一条及び第二条に定義される資産をいう。

第一条

この条約の適用上、「文化遺産」とは、次のものをいう。

記念物¹ 建築物、記念的意義を有する彫刻及び絵画、考古

¹ 記念工作物と訳されることもあるが、本作業指針訳中では「記念物」という訳語を採用した。

学的な性質の物件及び構造物、金石文、洞穴住居ならびにこれらの物件の組み合わせであって、歴史上、芸術上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの

建造物群 独立した建造物の群又は連続した建造物の群であって、その建築様式、均質性又は景観内の位置のために、歴史上、芸術上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの

遺跡 人間の作品、自然と人間との共同作品及び考古学的遺跡を含む区域であって、歴史上、芸術上、民族学上又は人類学上顕著な普遍的価値を有するもの

第二条

この条約の適用上、「自然遺産」とは、次のものをいう。

物理的な生成物、生物の生成物又はそれらの群から成る自然物であって、鑑賞上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの

地質学的、地形学的形成物及び絶滅のおそれのある動植物種の生息地を構成する区域が明確な地域であって、学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有するもの

自然地及び区域が明確な自然の地域であって、学術上、保全上、又は自然美において顕著な普遍的価値を有するもの

複合遺産

46. 条約の第1条、第2条に規定されている文化遺産及び自然遺産の定義（の一部）の両方を満たす場合は、「複合遺産」とみなす。

文化的景観

47. 文化的景観は、文化的資産²であって、条約第1条のいう「自然と人間との共同作品」に相当するものである。人間社会又は人間の居住地が、自然環境による物理的制約のなかで、社会的、経済的、文化的な内外の力に継続的に影響されながら、どのような進化をたどってきたのかを例証するものである。

² cultural propertiesは「文化財」の英訳として用いられるが、本作業指針では、文化財保護法における文化財と区別するため、「文化的資産」と訳した。

動産遺産

48. 現在不動産の遺産であっても、将来動産となる可能性があるものの登録推薦は検討対象としない。

顕著な普遍的価値

49. 顕著な普遍的価値とは、国家間の境界を超越し、人類全体にとって現代及び将来世代に共通した重要性をもつような、傑出した文化的な意義及び/又は自然的な価値を意味する。従って、そのような遺産を恒久的に保護することは国際社会全体にとって最高水準の重要性を有する。委員会は、世界遺産一覧表に資産を登録するための基準の定義を行う。
50. 締約国は、「顕著な普遍的価値」を有すると考えられる文化的資産及び/又は自然資産について、世界遺産一覧表への登録推薦書を提出するよう求められる。
51. 世界遺産一覧表に資産を登録する場合は、委員会は「顕著な普遍的価値の宣言」を採択する（第 154 段落参照）。同宣言は、当該資産の保護管理を効果的に進めていくにあたっての根拠を示すものとなる。
52. 条約は、重大な価値を有する資産のすべてを保護することをめざすものではなく、国際的な見地からみて最も顕著な価値を有する資産を選定し、それらを保護するものである。国家的に重要な資産や地域において価値を有する資産が自動的に世界遺産一覧表に登録されるものではない。
53. 委員会に提出された登録推薦書は、当該遺産の保存に対して締約国がその力の及ぶ範囲で完全にコミットすることを示さなければならない。このことは、資産及びその顕著な普遍的価値を保護することを目的とした適切な、政策上、法的、科学的、技術的、行政的、税制的措置の採用又は提案により示されなければならない。

II.B 世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性、信用性の確保

54. 委員会は、第 26 回会合（ブダペスト、2002 年）で採択した戦略目標に則って、世界遺産一覧表における不均衡を是正し、代表性、
- 「世界遺産に関するブダペスト宣言」（2002）参照

信用性を確保するよう努める。

<http://whc.unesco.org/en/budapestdeclaration> (英語)

世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性、信用性の確保のためのグローバルストラテジー

55. 世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性、信用性の確保のためのグローバルストラテジー (The Global Strategy for a Representative, Balanced and Credible World Heritage List) は、世界遺産一覧表に残る主なギャップを特定し、その穴を埋めることを意図している。そのために、より多くの国が条約締約国となり、第 62 段落に規定されている暫定リスト及び世界遺産一覧表登録推薦書を作成することを促進する (<http://whc.unesco.org/en/globalstrategy> 参照)。

代表性のある世界遺産一覧表のための「グローバルストラテジー」及びテーマ別研究に関する専門家会議 (1994 年 6 月 20 日 - 22 日) 報告書は、世界遺産委員会大 18 回会合において採択された (ブーケット、1994 年)。

グローバルストラテジーは当初文化遺産を想定して作成が進められたが、その後、世界遺産委員会の要請により、自然遺産及び複合遺産を包括するように拡大された。

56. 締約国及び諮問機関は、事務局その他のパートナーと協力してグローバルストラテジーの履行に参加することが求められる。この目的のために、地域別、テーマ別のグローバルストラテジー会議が開催され、比較研究及びテーマ別研究が行われている。これらの会議及び研究の成果は、締約国が暫定リスト及び登録推薦書を作成する際の助けとなるよう公開されている。世界遺産委員会に提出された、専門家会議の報告書や研究の成果は、次のウェブアドレスから入手できる。
<http://whc.unesco.org/en/globalstrategy> (英語)

57. 世界遺産一覧表において、文化遺産と自然遺産との間に均衡を保つため、あらゆる努力を払う必要がある。

58. 世界遺産一覧表に登録される資産の合計数に、制限は課されていない。

その他の措置

59. 世界遺産一覧表における不均衡を是正し、代表性と信用性を確保するため、締約国は各国の遺産がすでに一覧表に十分代表されているかどうか検討し、もし十分代表されているようであれば、下記により追加の登録推薦書提出の間隔をあけるように求められる。
- 第12回締約国会議(1999)採択
決議参照
- a) 自発的取組みとして、締約国自身が定める条件に従って登録推薦の間隔をあけること。
 - b) 申請を、十分代表されていない分野の資産に限定すること。
 - c) 各登録推薦を、十分代表されていない締約国の登録推薦にリンクさせること。
 - d) 新たな登録推薦の提出を一時的に自粛すること。
60. 世界遺産一覧表に十分代表されていない顕著な普遍的価値を有する遺産をもつ締約国は、以下のように求められる。
- 第12回締約国会議(1999)採択
決議参照
- a) 暫定リストの作成及び登録推薦書の作成を優先事項とすること。
 - b) 技術的知見の交換のための地域間協力体制を開始、強化すること。
 - c) 二国間協力及び多数国間協力を推進して、遺産の保護、保守、管理を担当する機関の専門的知見知識や技術的能力を高めること。
 - d) 世界遺産委員会会合に可能な限り参加すること。
61. 委員会は、実験的措置及び移行措置として以下のメカニズムを第30回会合（2006年）に適用することを決定した。
- 決議 24 COM VI.2.3.3,
28 COM 13.1 及び
7 EXT.COM 4B.1 参照
- a) 1 締約国につき推薦登録書2件までの審査とする(但し、2件を提出する場合、うち1件は自然遺産とする)。
 - b) 委員会が審査を行う登録推薦案件数を年間45件までと

する。この数には、委員会の前回会合で登録延期又は情報照会にふされた登録推薦及び登録範囲の拡張（軽微な変更を除く）、国境と超える資産の登録推薦、連続性のある資産の登録推薦が含まれる。

c)又、以下の優先順位を適用する。

- i) 一覧表登録資産をもたない締約国から提出された資産の登録推薦
- ii) 全く代表されていない、又は比較的代表されていないカテゴリーの資産登録推薦
- iii) その他の登録推薦
- iv) 優先順位を適用するにあたり、委員会によって設定される登録推薦数に到達したカテゴリーについては、完全な登録推薦書が受理された日付けを、二次的な判定要因として使用する

なお、本決議は、第 31 回会合（2007 年開催）において見直しを行う。

II.C 暫定リスト

手続き及び書式

62. 暫定リストとは、各締約国が世界遺産一覧表へ登録することがふさわしいと考える、自国の領域内に存在する資産の目録である。従って、締約国は各自の暫定リストに、顕著な普遍的価値を有する文化遺産又は自然遺産であると考えており、将来登録推薦を行う意思のある資産の名称を示す必要がある。 世界遺産条約第 1 条、第 2 条
及び 第 11 条第 1 項参照
63. 締約国の暫定リストにすでに記載されていない資産の世界遺産一覧表への登録推薦は検討に付されない。 決議 24COM para.VI.2.3.2
参照
64. 締約国は、遺産管理者、地方自治体、地域のコミュニティー、NGO、その他の利害関係者、協力者を含む幅広い関係者の参加を得て、暫定リストの作成を行うことが推奨される。

65. 締約国は、出来れば少なくとも登録推薦を行う 1 年前までに、事務局に暫定リストを提出すること。³又、締約国は、少なくとも 10 年ごとに自国の暫定リストの見直しを行い再提出することが望ましい。
66. 締約国は、付属資料 2 の標準書式を使用して英語またはフランス語で暫定リストを作成し、提出すること。同リストには、資産の名称、地理的な位置、資産の簡単な説明、顕著な普遍的価値の根拠を記載すること。
67. 締約国は、完成した暫定リストにしかるべく署名をし、原本を次の宛先に提出すること。

UNESCO World Heritage Centre

7, place de Fontenoy

75352 Paris 07 SP

France

Tel: +33 (0) 1 4568 1136

E-mail: wh-tentativelists@unesco.org

68. 提供されてた情報に欠落がなければ、暫定リストは事務局に登録され、関係諮問機関に伝達される。又、すべての国の暫定リストの要約が毎年作成され、委員会に提示される。事務局は、関係締約国と協議し、記録の更新を行う。特に、世界遺産一覧表へ登録が完了した資産及び推薦されたが世界遺産への登録が認められなかった資産の暫定リストからの削除を行う。 決議 7 EXT.COM 4A 参照
69. 締約国の暫定リストは次のウェブサイトに掲載されている。 決議 27 COM 8A 参照
<http://whc.unesco.org/en/tentativelists> (英語・仏語)

計画・審査ツールとしての暫定リスト

70. 暫定リストは将来の登録推薦についての示唆を与えるものである

³ 暫定リストの提出期限に係る本規定は、個々の資産登録に適用されるものか（ある資産を登録する 1 年前に当該資産が暫定リストに掲載されていることが望ましい）、締約国ごとに既定されるものか（暫定リストを事務局に提出していない締約国が登録推薦を行う場合は、できるだけ 1 年前までに暫定リストを提出すること）については英文の原文にもあいまいさがある。

り、締約国、世界遺産委員会、事務局、諮問機関にとって、有用かつ重要な計画ツールである。

71. 締約国は、委員会の要請に基づいて、世界遺産一覧表におけるギャップ把握のために行われたICOMOS及びIUCNによる世界遺産一覧表・暫定リストの分析を参照するようことが奨励される。これにより世界遺産候補資産のテーマ、地域、地政文化的区分⁴、生物地理区分⁵の比較を行うことが可能である。

決議 24 COM para. VI.2.3.2(ii)参照
世界遺産センター文書 WHC-04/28.COM/13.B I 及び II 参照

<http://whc.unesco.org/archive/2004/whc04-28com-13b1e.pdf>

<http://whc.unesco.org/archive/2004/whc04-28com-13b2e.pdf>

72. 加えて、締約国は、諮問機関によって実施されている特定のテーマ別研究を参考とすることが奨励される（第 147 段落参照）。これらの研究は、締約国から提出された暫定リストのレビュー、暫定リストの統合に関する会議の報告書、また、諮問機関及び資格を有する機関や個人により行われたその他の技術研究を情報源としている。過去に行われたこれらの研究の一覧表は、次のウェブサイトに公開されている。
<http://whc.unesco.org/en/globalstrategy>（英語）

テーマ別研究は、世界遺産一覧表への登録推薦時に締約国によって行われる比較分析とは異なることに注意(第 132 段落参照)。

73. 締約国は、地域ごと及びテーマごとに暫定リストの統合を図るよう奨励される。暫定リストとの統合とは、締約国が、ギャップや共通のテーマを把握するために、諮問機関の支援のもと集団でそれぞれの暫定リストの評価を行うプロセスである。統合の成果として、暫定リストの改善や、締約国からの新たな登録推薦、登録推薦書の作成における締約国グループ間の協力が生まれることが期待される。

暫定リスト作成のための締約国への支援及びキャパシティビルディング

⁴ 原文の英文はgeo-cultural groupings

⁵ 原文の英文はbio-geographic provinces

74. グローバルストラテジーを履行するには、締約国が暫定リストの作成、更新、統合を行い、登録推薦書の作成を行うための技能を身につけることを支援するためのキャパシティビルディング及びトレーニング分野における協力が必要となることが考えられる。
75. 暫定リストの作成、更新、統合を目的とした国際的援助が締約国から要請されることが考えられる（第 VII 章参照）。
76. 諮問機関及び事務局は、審査ミッションの機会を活用して、暫定リスト及び登録推薦書の作成方法について、十分に代表されていない国を支援するための地域トレーニングワークショップを開催すること。 決議 24COM VI.2.3.5(ii)参照

II.D 顕著な普遍的価値の評価基準

ここにあげる基準は、以前は、文化遺産のための登録基準(i) - (vi) 及び自然遺産のための登録基準(i) - (iv)の2つのグループに分けられていたものである。第6回世界遺産委員会特別会合において、これら10の登録基準をひとまとめにすることが決議された（決議 6 EXT.COM 5.1）。

77. 本委員会は、ある資産が以下の基準（の一以上）を満たすとき、当該資産が顕著な普遍的価値(段落 49-53 を参照)を有するものとみなす。
- (i) 人間の創造的才能を表す傑作である。
 - (ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値感の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。
 - (iii) 現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。

- (iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。
- (v) あるひとつの文化（または複数の文化）を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である（特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの
- (vi) (略)
- (vii) (略)
- (viii) (略)
- (ix) (略)
- (x) (略)

78. 顕著な普遍的価値を有するとみなされるには、当該資産が完全性及び/又は真正性の条件についても満している必要がある。又、確実に保護を担保する適切な保護管理体制がなければならない。

II.E 完全性及び/又は真正性

真正性

79. 登録基準(i)から(vi)に基づいて推薦される資産は真正性（オーセンティシティ）⁶の条件を満たすことが求められる。オーセンティシティに関する奈良ドキュメントを含む付属資料 4 には、資産の真正性を検証するための実践的な原則が示されている。以下にその要約を示す。
80. 遺産が備えている価値を理解できる程度は、この価値に関する情報源がどの程度の信用性、真実性を有すると考えられるかに依存する。文化遺産の本来の特質と後年の変化に関連してその

⁶ 真実性と訳されることもあるが、本指針では真実さ（truthfulness）と区別するために「真正性」を採用した。

情報源を知り理解することは、真正性に係るあらゆる側面を評価する上での要件である。

- 81.** 文化遺産が備えている価値についての判断は、関連する情報源の信用性と同様に、文化ごとに異なる場合があるほか、単一の文化内においてさえ異なることが間がえられる。全ての文化は等しく尊重されるべきであることから、文化遺産の検討、判断は、第一義的には自身の文化的文脈において行われなければならない。
- 82.** 文化遺産の種類、その文化的文脈によって一様ではないが、資産の文化的価値（登録推薦の根拠として提示される価値基準）が、下に示すような多様な属性における表現において真実かつ信用性を有する場合に、真正性の条件を満たしていると考えられ得る。
- 形状、意匠
 - 材料、材質
 - 用途、機能
 - 伝統、技能、管理体制
 - 位置、セッティング
 - 言語その他の無形遺産
 - 精神、感性
 - その他の内部要素、外部要素
- 83.** 精神や感性といった属性を、実際に真正性の条件として適用するのは容易ではないが、それでもなお、それらは、例えば伝統や文化的連続性を維持しているコミュニティにおいては、その土地の特徴や土地感を示す重要な指標である。
- 84.** これらの情報源をすべて利用すれば、文化遺産の芸術的側面、歴史的側面、社会的側面、科学的側面について詳細に検討することが可能となる。「情報源」は、文化遺産の本質、特異性、意味及び歴史を知ることが可能にする物理的存在、文書、口述、表象的存在のすべてと定義される。
- 85.** 資産の登録推薦書を作成するなかで真正性の条件を考慮する場合は、締約国は、まず最初に、該当する重要な真正性の属性をすべて特定する必要がある。真正性の宣言において、これらの重要な属性のひとつひとつにどの程度の真正性があるか又は表現されているかを評価すること。

86. 真正性に関し、考古学的遺跡や歴史的建造物・歴史的地区を再建することが正当化されるのは、例外的な場合に限られる。再建は、完全かつ詳細な資料に基づいて行われた場合のみ許容され得るものであり、憶測の余地があってはならない。

完全性

87. 世界遺産一覧表に登録推薦される資産は全て、完全性の条件を満たすことが求められる。 決議 20 COM IX.13 参照
88. 完全性は、自然遺産及び/又は文化遺産とそれらの特質のすべてが無傷で包含されている度合いを測るためのものさしである。従って、完全性の条件を調べるためには、当該資産が以下の条件をどの程度満たしているかを評価する必要がある。
- a) 顕著な普遍的価値が発揮されるのに必要な要素がすべて含まれているか。
 - b) 当該資産の重要性を示す特徴を不足なく代表するために適切な大きさが確保されているか。
 - c) 開発及び/又は管理放棄による負の影響を受けているか。

以上について、完全性の宣言において説明を行うこと。

89. 登録価値基準(i)から(vi)までに基づいて登録推薦される資産は、登録価値基準 (i) - (vi) に基づいて登録推薦される資産に係る完全性の条件の適用例については、現在作成中。
資産の物理的構造及び/又は重大な特徴が良好な状態であり、劣化の進行による影響がコントロールされていること。また、資産が有する価値の総体を現すのに必要な要素が、相当の割合包含されていること。文化的景観及び歴史的町並みその他の生きた資産については、これらの独自性を特徴づけているや動的な機能が維持されていること。
90. (略)
91. (略)

92. (略)

93. (略)

94. (略)

95. (略)

II.F 保護管理

96. 世界遺産資産の保護管理にあたっては、顕著な普遍的価値及び完全性及び/又は真正性の登録時の状態が、将来にわたって維持、強化されるように担保すること。

97. 世界遺産一覧表に登録されているすべての資産は、適切な長期的立法措置、規制措置、制度的措置、及び/又は伝統的手法により確実な保護管理が担保されていなければならぬ。その際、適切な保護範囲（境界）の設定を行うべきである。締約国は、登録推薦資産についても、同様に、国、地域、市町村の各段階における適切な保護対策及び/又は伝統的手法による適切な保護対策を具体的に示すことが求められる。従って、締約国は、当該資産を保護するためにどのような措置が実施されているかについて分かりやすく解説した説明文を登録推薦書に添付すること。

立法措置、規制措置、契約による保護措置

98. 資産の存続を保証し、顕著な普遍的価値及び完全性及び/又は真正性に影響を及ぼす可能性のある開発等から資産を保護するための立法措置、規制措置を国及び地方レベルで整備することが求められる。また、締約国は、それらの施策を十分かつ効果的に実施する必要がある。

効果的な保護のための境界線の設定

99. 境界線を明確に設定することは、登録推薦資産を効果的に保護

するための不可欠な要件である。境界線の設定は、資産の顕著な普遍的価値及び完全性及び/又は真正性が十分に表現されることを保証するように行われなければならない。

100. 登録基準(i)から(vi)に基づいて登録推薦される資産の場合は、資産の顕著な普遍的価値を直接的かつ具体的に表現しているすべての領域、属性を包含するとともに、将来の調査次第でそれらの理解を深めることに寄与する潜在的可能性を有する地域もあわせて含むように境界を設定すること。⁷
101. (略)
102. 登録推薦資産の境界は、自然公園、自然保護区（リザーブ）、生物圏保護区（バイオスフィアリザーブ）、歴史的保護地区など、既存または計画中の保護区と重なる場合がある。これら既存の保護区内には管理水準の異なる複数のゾーンが設定されていることがあるが、必ずしも全てのゾーンが登録のための基準を満たすとは限らない。

緩衝地帯

103. 資産を適切に保全するために必要な場合は、適切に緩衝地帯（バッファゾーン）を設定すること。
104. 緩衝地帯は、推薦資産の効果的な保護を目的として、推薦資産を取り囲む地域に、法的又は慣習的手法により補完的な利用・開発規制を敷くことにより設けられるもうひとつの保護の網である。推薦資産の直接のセッティング、重要な景色やその他資産の保護を支える重要な機能をもつ地域又は特性が含まれるべきである。緩衝地帯を成す範囲は、個々に適切なメカニズムによって決定されるべきである。登録推薦の際には、緩衝地帯の大きさ、特性及び緩衝地帯で許可される用途についての詳細及び資産と緩衝地帯の正確な境界を示す地図を提出すること。
105. 設定された緩衝地帯が、当該資産をどのように保護するのかについての分かりやすい説明もあわせて示すこと。
106. 緩衝地帯を設定しない場合は、緩衝地帯を必要としない理由を

⁷ 英語原文に不備が認められる。

登録推薦書に明示すること。

107. 通常、緩衝地帯は登録推薦資産とは別であるが、資産が世界遺産一覧表へ登録された後に緩衝地帯を変更する場合は、世界遺産委員会の承認を得ること。

管理体制

108. 各登録推薦資産には、資産の顕著な普遍的価値をどのように保全すべきか（参加型手法を用いることが望ましい）について明示した適切な管理計画の策定又は管理体制⁸の設置を行うこと。
109. 管理体制の目的は、登録推薦資産の現在及び将来に渡る効果的な保護を担保することである。
110. どのような管理体制が効果的かは、登録推薦資産のタイプ、特性、ニーズや当該資産が置かれた文化、自然面での文脈によっても異なる。管理体制の形は、文化的視点、資源量その他の要因によって、様々な形をとり得る。伝統的手法、既存の都市計画・地域計画手法やその他の計画手法が使われることが考えられる。
111. 上記の多様性を認識したうえで、効果的な管理体制に共通する要素として、以下のものが挙げられる。
- a) すべての関係者が資産についての理解を十二分に共有していること。
 - b) 計画、実行、モニタリング、評価、フィードバックのサイクル。
 - c) パートナーと関係者が参加していること。
 - d) 必要な（人的、財政的）資源が割り当てられていること。
 - e) キャパシティビルディング。

⁸ 管理計画はないが管理体制は存在するという場合は、管理体制について文書で説明する必要がある。

f) 管理体制の運営に関するアカウントビリティと透明性。

112. 効果的な管理には、登録推薦資産の保護、保全、及び公開に関して、長期的取組み/日常的活動のサイクルがある。
113. さらに、条約の履行という観点から、世界遺産委員会はリアクティブモニタリング（第 IV 章参照）及び定期的報告（第 V 章参照）の手続きを設定している。
114. 「連続性のある資産」については、個々の構成要素の管理を連携して行うための管理体制・メカニズムが不可欠であり、登録推薦書に明記することが求められる（第 137-139 段落参照）。
115. 世界遺産委員会に資産を登録推薦した時点では、管理計画又はその他の管理体制が整備されていない場合も考えられる。その場合、当該締約国は、いつ管理計画・体制が整備されるのか、どのようにして新しい管理計画・体制の整備及び実施に必要な（人的、財政的）資源を確保するのかについて示すことが求められる。あわせて、管理計画が完成するまでの間についての管理方針を示す文書（作業計画等）を提出すること。
116. 登録推薦資産の本来の特質が、人為的行為に脅かされていないが、なお登録基準及び第 78 段落から第 95 段落に既定されている真正性または完全性の条件を満たしている場合は、必要な是正措置について示したアクションプランを登録推薦ファイルとともに提出することが求められる。締約国が提出した是正措置が、締約国により提示された期限内に実施されない場合は、委員会で採択される手順に基づき、委員会は資産をリストから削除することを検討する（第 IV 章 C 参照）。
117. 締結国には、世界遺産資産のための効果的な管理活動を効果的に実施する責任がある。締約国は、資産の管理者、管理権限を持つ機関その他のパートナー、及び資産管理関係者との緊密な連携を図ること。

118. 締約国が世界遺産管理計画及びトレーニングストラテジー中にリスク対策⁹の項目を含めることを、委員会は推奨する。 決議 28 COM 10B.4 参照

持続可能な利用

119. 世界遺産資産は、生物学的、文化的に持続可能な様々な利用と両立し得る。締約国とパートナーは、そのような持続可能な利用が資産の顕著な普遍的価値や完全性/真正性を損なうことがないように努めなければならない。さらに、いかなる利用も生物学的、文化的に持続可能であることが求められる。但し、なかには人間による利用が適切ではない資産も存在する。

⁹ 英語原文はrisk preparedness。直訳すれば「リスク（に対する）準備度」。

III. 世界遺産一覧表への資産登録の流れ

III.A 登録推薦準備

120. 登録申請書は、委員会が世界遺産一覧表への資産の登録を検討するための第一の根拠となる。そのため、登録申請書には関連情報がすべて含まれている必要があり、情報源との相互参照が可能でなければならない。
121. 付属資料 3 には、特定のタイプの資産の登録申請に関する指針を示されている。
122. 世界遺産一覧表への登録申請の準備を開始する前に、締約国は、第 168 段落に示す登録申請のサイクルについて十分に理解しておくこと。
123. 登録申請の過程に地域の人々が参加することは、彼らが資産の維持管理において締約国と責任を共有する上で重要である。締約国は、遺産管理者、地方自治体、地域のコミュニティ、NGO その他の関係機関を含む幅広い関係者の参加を得て登録申請の準備を行うことが奨励される。
124. 締約国は、登録申請の準備を通じて、第 VII 章 E. に示す「準備援助」を要請することができる。
125. 事務局は登録推薦の過程を通じて支援をする用意がある。締約国は、事務局に連絡をとることが推奨される。
126. また、事務局から以下のような支援を受けることができる。
- a) 適切な地図、写真及びの選定、地図を頒布している国家機関の紹介。
 - b) 登録推薦書の参考事例、管理及び法令に関する事例の紹介。
 - c) 文化的景観、町、運河、遺産の道 (Heritage Routes) といった特種な資産に係る登録推薦に係るガイダンス (付属資料 3 参照)。

d) 連続性のある資産、境界を超える資産の登録推薦に係るのガイダンス（第 134-139 段落参照）。

127. 締約国は、毎年 **9 月 30 日** を提出期限として登録推薦書の草案を事務局に提出し、コメント等を求めることができる（第 168 段落参照）。なお、この草案提出は任意である。
128. 登録推薦書の提出は**年間を通じて任意の月日**に行うことができる。但し、「完全」な登録推薦書（第 132 段落参照）かつ **2 月 1 日以前**（2 月 1 日含む）に事務局に受理された書類のみが、翌年世界遺産委員会において世界遺産一覧表への登録を検討する対象となる。又、締約国の暫定リストに掲載されている資産の登録推薦に限って委員会の審議に付される（第 63 段落参照）。

III.B 登録推薦の書式及び内容

129. 世界遺産一覧表登録推薦書は、付属資料 5 に示す書式に従って作成すること。
130. 当該書式には、以下の項目が含まれる。
1. 資産の範囲（Identification of the Property）
 2. 資産の内容（Description of the Property）
 3. 登録の価値証明（Justification for Inscription）
 4. 保全状況及び資産へ影響を与える諸条件（State of Conservation and Factors Affecting the Property）
 5. 保護管理（Protection and Management）
 6. モニタリング（Monitoring）
 7. 資料（Documentation）
 8. 管理組織の連絡先（Contact Information of Responsible Authorities）
 9. 締約国代表署名（Signature on behalf of the State Party(ies)）
131. 世界遺産一覧表登録推薦は、見た目よりも内容に基づいて審査される。
132. 登録推薦書が「完全」であると認められるためには、以下の要件を満たす必要がある。

1. 資産の範囲 (Identification of the Property)

推薦する資産の範囲（境界線）を明確に示すこと。なお、（緩衝地帯が存在する場合は）登録推薦資産と緩衝地帯の区別を明確にすること（第 103～107 段落参照）。地図は、陸上及び/又は海上のどの範囲が登録推薦されているのかを正確に判別できる十分詳細なものであること。できれば、当該締約国の最新の公式地形図に資産の境界線を注記したものをあわせて提出すること。明確に範囲（境界線）が示されていない登録推薦書は、「不完全」とみなされる。

2. 資産の内容 (Description of the Property)

資産の内容には、資産の特徴及び資産の歴史と変遷についての概要が含まれる。地図に記載されているすべての構成要素の特徴と解説を記述することが求められる。特に、「連続性のある資産」の登録推薦を行う場合は、構成要素のひとつひとつを解説するようにすること。

歴史と変遷には、当該資産がどのようにして現在の形に至ったのか、又、過去にどのような重大な変化を経てきたのかについて記述すること。ここでは、当該資産が顕著な普遍的価値の基準及び完全性及び/又は真正性の条件を満たすことを示すための論拠として重要な事実について提示すること。

3. 登録の価値証明 (Justification for Inscription)

本項では、当該資産の登録推薦の根拠となる世界遺産基準（第 77 段落参照）を示し、基準ごとにその基準を採用した明確な論拠を示すこと。その基準に従って、顕著な普遍的価値の宣言（第 49～53 段落及び第 155 段落参照）に当該資産が世界遺産一覧表登録に値すると考えられる理由を分かりやすく記述すること。又、当該資産を、国内外の類似の世界遺産、その他の資産と比較した比較分析を行うこと。比較分析では、当該資産の国内での重要性及び国際的重要性について説明すること。完全性/真正性の宣言として、当該資産が第 78 段落から第 95 段落に示された条件を満たすことを証明すること。

資産を世界遺産一覧表登録推薦する際に締約国により行われる比較分析と、委員会の要請により諮問機関が行うテーマ別研究を混同しないように注意（第 148 段落参照）

決議 7 EXT.COM 4A 参照

4. 保全状況及び資産へ影響を与える諸条件 (State of

Conservation and Factors Affecting the Property)

本項では、資産の現在の保全状況に関する正確な情報（資産の物理的状況及び実施されている保全措置に関する情報等）を記載すること。また、資産へ影響を与える諸条件（脅威等）についても記述すること。本項に記載される情報は、登録推薦資産の保全状況を将来モニタリングする際に必要なベースラインデータとなる。

5. 保護管理 (Protection and Management)

保護：第 5 項には、資産の保護に最も関係のある、法的措置、規制措置、契約による措置、計画的措置、制度的措置及び/又は伝統的手法による措置の一覧を示し、当該措置による保護が実際にどのように機能するののかについて詳細な分析を示すこと。又、法令文、規制条文、契約分、計画及び/又は制度に係る文書、若しくは当該文書の要約、を英語又はフランス語で添付すること。

管理：適切な管理計画その他の管理体制が不可欠であることから、これらについて登録推薦書に示すことが必要である。又、管理計画その他の管理体制の効果的な履行をいかに担保するかについても示すことが期待される。

管理計画又は管理体制についての文書を 1 部登録推薦書に添付すること。存在する管理計画が英語またはフランス語でない場合は、管理計画の規定について英語又はフランス語で詳しく解説した資料を添付すること。

管理計画、又は管理体制に係る文書について詳細な分析、解説を行うこと。

上記の資料を含まない登録推薦は、第 115 段落に示したように、管理計画が整備されるまでの間の資産管理についての指針を示した他の文書が提出されない限り不完全とみなされる。

6. モニタリング (Monitoring)

締約国は、資産の保全状況を測定するための主要な指標、影響を及ぼす諸条件、資産の保全措置、調査頻度及び責任を有する

管理機関について提示すること。

7. 資料 (Documentation)

登録推薦に必要な資料として、上記の資料に加えて、写真、35mm スライド、映像資料目録及び写真使用承諾書を提出すること。登録推薦書本文は、出力したものに加えて電子書式（フロッピーディスク又はCD-ROM）で提出すること。

8. 管理機関の連絡先 (Contact Information of Responsible Authorities)

管理機関の詳細な連絡先を示すこと。

9. 締約国代表署名 (Signature on behalf of the State Party)

登録推薦書の最後に、締約国を代表して署名する権限を与えられた政府職員による直筆の署名を付すこと。

10. 必要部数

- 文化資産の登録推薦（文化的景観を除く）：2部
- 自然資産の登録推薦：3部
- 複合資産及び文化的景観の登録推薦：4部

11. 用紙及び電子書式

登録推薦書には、A4（または「レター」）サイズの内紙を用いること。又、電子書式（フロッピーディスク又はCD-ROM）をあわせて提出すること。なお、コピー複写しやすいように、製本せずにルーズリーフにとじたものを少なくとも1部¹⁰提出すること。

12. 送付

締約国は、英語またはフランス語で登録推薦書を作成し、しかるべく署名された登録申請書を下記に送付すること。

¹⁰ルーズリーフの提出部数も必要提出部数にカウントされる。

UNESCO World Heritage Centre

7, place de Fontenoy

75352 Paris 07 SP

France

Tel: +33 (0) 1 4568 1136

Fax: +33 (0) 1 4568 5570

E-mail: wh-nominations@unesco.org

133. 事務局は、登録推薦書とともに提出されたすべての資料（地図、平面図、写真等）を保管する。

III.C 特異な資産の登録推薦に係る要件

国境を越える資産

134. (略)

136. (略)

連続性のある資産

137. 連続性のある資産とは、

- a) 同一の歴史-文化群
- b) 地理区分を特徴づける同種の資産
- c) 同じ地質学的、地形学的形成物、又は同じ生物地理区分若しくは同種の生態系

に属する関連した構成要素が、個々の部分ではそうでなくとも、全体として顕著な普遍的価値を有するものである。¹¹

138. 連続性のある資産は、

決議 7 EXT.COM 4A 参照

- a) ひとつの締約国の領域内に全体が位置する場合もあれば
(連続性のある資産)、

¹¹ 原文の英文に不備あり。

- b) 異なる締約国の領域にまたがる場合もある (連続性のある国境を越える資産)

139. 連続性のある資産の登録推薦は、ひとつの締約国によるものであれ、複数の締約国による推薦であれ、最初に登録推薦される資産がそれ自体で顕著な普遍的価値を有していれば、複数年にわたる審査を前提にして推薦書の提出を行うことができる。複数年の登録推薦サイクルにわたる連続性のある資産の登録推薦を計画している締約国は、委員会の活動計画上の便を図るため、その意思を委員会に通知することが望まれる。

III.D 登録推薦書の事務局登録

140. (略)

141. (略)

142. 登録推薦書の提出に始まり世界遺産委員会の決議で完結する登録推薦のサイクルは、通常、第1年次の2月に申請が提出されてから翌年6月の委員会の決議が下されるまでの1年6か月間を要する。

III.E 諮問機関による審査

143. 諮問機関は、締約国によって登録推薦された資産が顕著な普遍的価値を持つか、完全性及び又は真正性の条件を満たしているか、また、必要な保護管理上の要件を満たしているかどうか審査を行う。ICOMOS及びIUCNの審査の手順と書式を付属資料6に示す。

144. 文化遺産に係る登録推薦の審査はICOMOSが行う。

145. 自然遺産に係る登録推薦の審査はIUCNが行う。

146. 「文化的景観」に分類される文化資産の登録推薦の場合は、ICOMOSがIUCNと適宜協議しながら審査を行う。複合資産の場合は、ICOMOSとIUCNが協同で審査を行う。

147. 世界遺産委員会から要請された場合やその他必要な場合は、**ICOMOS** と **IUCN** は、世界遺産資産を地域的コンテキストや世界的コンテキストにおいて評価するための**テーマ別研究**を実施する場合がある。この研究は、締約国により提出された暫定リストの見直しや、暫定リストの統合に係る会議報告書、さらに諮問機関及び資格のある機関・個人により実施されたその他の技術的調査を考慮に入れて行われる。現在までに実施されている研究の一覧表を、付属資料3のセクション III に示す。また、各諮問機関のホームページにも当該一覧表は掲載されている。なお、これらの研究は、締約国が世界遺産一覧表への資産登録推薦の際に行うこととされている**比較検討**（第 132 段落参照）とは別のものである。
- ICOMOS:**
<http://www.icomos.org/studies/>
- IUCN:**
<http://www.iucn.org/themes/wcpa/pubs/Worldheritage.htm>
148. 以下に、**ICOMOS** 及び **IUCN** の審査及びプレゼンテーションに係る原則を示す。審査及びプレゼンテーションは、
- 決議 28 COM 14B.57.3 参照
- a) 世界遺産条約及び関連する作業指針、委員会決議に示された追加方針に準拠する。
 - b) 客観的かつ厳正な科学的審査を行う。
 - c) 一貫した専門性を保つ。
 - d) 審査とプレゼンテーションの両方において、事務局との合意のもとに採用する標準書式を用いて、現地調査を実施した審査員の名前を明記する。
 - e) 資産が顕著な普遍的価値を有し、完全性及び/又は真正性の条件、管理計画/体制及び法的保護の条件を満たしているかについて、明確に個別に述べる。¹²
 - f) 各資産を、保全状況を含む関連基準の全てに体系的に照らしあわせて、相対的に評価する。すなわち、当該締約国内外の同種の他の資産との比較を行う。
 - g) 検討対象の登録推薦に係る関連委員会決議及び要請を参照する。
-

- h) 登録推薦の検討が行われる年の3月31日を過ぎて締約国から提出された情報は一切考慮しない。締約国からの情報が期限を過ぎてから到着し、審査上考慮されない場合は、当該締約国に対しその旨を通知する。本提出期限は厳密に執行される。
- i) 適宜、見解の妥当性の裏付けとして、参考とした文献等の一覧表を示す。

決議 28 COM 14B.57.3 参照

149. 諮問機関は、審査結果の審議を行ったのち、締約国に対して質問、追加情報の提供を求める場合は、**1月31日**までに締約国に通知するように努めること。

決議 7 EXT.COM 4B.1 参照

150. 関係締約国は、諮問機関による審査結果に、事実に関する誤りを認めた場合は、委員会会合開催の2日前までに（休日を除く）、詳細を記した書簡を議長に送付することができる。その際、諮問機関に対しても、その写しを送付すること。なお、当該書簡は、作業言語に翻訳され、委員会メンバー国に配布される。場合により、審査結果のプレゼンテーションが（諮問機関から）行われた後に議長によって読み上げられることがある。

決議 7 EXT.COM 4B.1 参照

151. ICOMOS 及び IUCN は以下の3つのなかから勧告を行う。

- a) 無条件で登録を勧める資産
- b) 登録を勧めない資産
- c) 情報照会・登録延期の勧告

III.F 登録推薦の撤回

152. 締約国は、自らが提出した登録推薦書の審議が予定されている委員会会合開催前の任意の時点で、登録推薦を**撤回**することができる。その場合、締約国は、登録推薦の撤回の意思について事務局に書面により通知すること。締約国は、当該資産の登録推薦を（撤回後）再提出することができるが、その場合は、新規

の登録推薦として、第 168 段落に示した手続きとスケジュールに基づいて審査が行われる。

III.G 世界遺産委員会による決議採択

153. 世界遺産委員会は、資産を世界遺産一覧表に登録すべきか登録すべきでないか、情報照会を要求すべきか、若しくは登録延期にすべきか決議を採択する。

登録

154. 推薦資産を世界遺産一覧表に登録することを決議する場合、委員会は、諮問機関の指導により、当該資産に係る顕著な普遍的価値の宣言を採択する。
155. 顕著な普遍的価値の宣言には、当該資産が登録された登録基準を明らかにし、当該資産が顕著な普遍的価値を有することを確定するに至った本委員会の判断を要約して示す。また、完全性若しくは真正性の条件に関する評価、保護管理の要件に関する評価についても記載する。顕著な普遍的価値の宣言は、当該資産の保護管理を実施する上での根拠となるものである。
156. 登録の際、委員会は世界遺産に登録された資産の保護管理に関して追加的な勧告を行うことができる。
157. 顕著な普遍的価値の宣言（資産の世界遺産一覧表登録の根拠となった登録基準を含む）は、委員会が発行する報告書及び刊行物に掲載される。

不登録決議

158. 推薦資産が世界遺産一覧表へ登録するのにふさわしくないと委員会が判断した場合は、当該資産の登録を再度推薦することは、例外的な場合を除き、認められない。例外的な場合とは、新たな発見や当該資産についての新たな科学的情報が得られた場合、又は最初の登録推薦時には提示されなかった別の基準により登録推薦する場合等である。このような場合には、新たな登録推薦書を作成し提出すること。

情報照会

- 159.** 委員会が追加情報を求めて締約国に情報照会をする決議をした場合は、次回の会合に再提出を行い審査をうけることができる。追加情報の提出は審議を求める年の2月1日までに事務局に対して行わなければならない。事務局は直ちに提出された追加情報を関係する諮問機関に送付し審査を受けなければならない。最初の委員会決議から3年以内に再提出が行われない場合は、第168段落に示されたスケジュールに従って、新たな登録推薦とみなされる。

登録延期

- 160.** より綿密に評価・調査を行う必要がある場合や、締約国により推薦書の本質的な改定が施される必要がある場合は、委員会は登録の延期を決議することができる。締約国が当該登録推薦を再提出することを決定した場合は、2月1日までに事務局に対して再提出を行わなければならない。再提出された登録推薦書は、第168段落に示された手続きとスケジュールに従って、関係する諮問機関により1年半の間審査に付される。